

調査員の登録について

業務内容

国などが行う各種統計調査に、調査員として従事します。

吹田市内の担当する調査区の対象となる事業所や世帯などを訪問して、調査の依頼・調査票の配布・回収を行います。

応募資格

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 原則として年齢満 20 歳以上で、
調査業務を遂行する健康及び体力がある方② 責任を持って調査業務を遂行できる方③ 職務上知り得た情報の秘密及び保護に
十分信頼ができる方④ 税務、警察及び選挙に直接関係のない方⑤ 暴力団その他反社会的勢力に該当しない方⑥ 地方公務員法第 16 条第 1 号及び 2 号に該当しない方 | } | すべてを満たしている
人が対象です。 |
|---|---|-----------------------|

※ 地方公務員法第 16 条

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

募集・登録期間

随時募集しています。

登録期間は、登録日を含む年度の翌々年度末まで。(終了期間が近付きましたら、更新等の案内を市よりさせていただきます。)

報酬

調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。

報酬額は、調査ごとに調査の種類や活動にかかる日数などを考慮して定められます。

報酬は、基本的に調査完了後に支払われます。

また所得税の課税対象であるため源泉徴収されることがあります。

調査員登録から任命までの流れ

① 「登録調査員」として登録

- 登録手続についてご説明いたしますので、連絡先（P.3に記載）までご連絡ください。
- 電子申込システムより申請もしくは郵送にて申請する方法があります。

② 調査の種類に応じて市から調査を依頼

- 調査実施の2～3か月前に依頼します。調査の概要や調査地域等をお伝えしますので、ご都合がよろしければお引受けください。
- 年によって調査の実施数や規模が異なり、住居地域などを考慮して調査員を選任します。調査員の依頼があるまで数年を要することがありますので、予め御了承ください。

③ 市から大阪府へ調査員として推薦し、大阪府知事が任命

- 任命後調査に従事していただきます。
※国勢調査は総務大臣が任命します。

仕事の流れ

① 調査員事務説明会に出席

- 具体的な事務内容について説明を受けます。
- 調査関係書類を受け取ります。（調査対象名簿・調査票等）

② 実査準備

- 担当する調査区や調査対象の確認をします。
- 調査区において調査周知のため、事前にパンフレット等の配布をします。

③ 実査中

- 調査の対象に調査票を配布し、回収日時の約束をします。
- 後日再度訪問し、調査票を回収します。
- 回収した調査票の内容を確認・整理します。

④ 調査票、その他調査関係書類を市へ提出する

- 事前に提出日を日程調整のうえ、関係書類等を市へ提出します。
- 提出内容について市の確認を受けます。

※ 上記は標準的な業務の流れで、調査によって異なります。

※ 調査により異なりますが、調査員事務説明会から市への提出までは約2ヶ月間です。

主な統計調査

実施機関	調査名	周期	次回 調査年(※)	従事予定 期間	調査対象
総務省	国勢調査	5 年	令和 7 年	8 月～10 月	世帯
	経済センサスー活動調査	5 年	令和 8 年	5 月～7 月	事業所
	就業構造基本調査	5 年	令和 9 年	8 月～10 月	世帯
	住宅・土地統計調査	5 年	令和 10 年	8 月～10 月	世帯
	全国家計構造調査	5 年	令和 6 年	8 月～12 月	世帯
農林水産省	農林業センサス	5 年	令和 7 年	令和 6 年 12 月 ～令和 7 年 2 月	世帯

※ 令和 6 年 4 月 1 日時点の予定であり、今後変更になる場合があります。

連絡先

吹田市役所 総務部総務室（統計担当）

〒564-8550

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 高層棟 8 階

TEL （直通）06-6384-1627

（代表）06-6384-1231

FAX （代表）06-6337-1631

Mail ks_tokei@city.suita.osaka.jp

